

令和5年度

インフラ空間情報士補試験

実施要領

一般社団法人

日本インフラ空間情報技術協会

資格制度の主旨

協会認定資格の創立により、GMS3 を代表する空間情報技術を使う上でどのような知識・技能が必要かを明確にし、協会技術の標準化を進め、品質管理や業務プロセスの向上、即ち技術水準の確立を目指して行く。

将来的には、「国土交通省登録資格」を目指す。

資格制度の概要

「現場取得技術」および「解析技術」を主軸とし、それぞれを理解する事で機材から波形判読までの一連を理解し、技術の標準化により高い技術水準の確立を協会として目指す。また調査に必要なインフラの基礎的知識を身につける。

資格には2つのカテゴリーを設ける。

資格カテゴリー

- ・インフラ空間情報士補
- ・インフラ空間情報士

これらのカテゴリーのうち、本実施要領は、「インフラ空間情報士補」を対象とする。

○インフラ空間情報士補

- ・地中レーダ探査の原理、調査手順、データ取得技術を理解し、現場作業において適切にデータ取得を行える技術者に与えられる資格。
- ・対象：空洞調査、埋設物調査、地表3次元調査。
- ・現場責任者の補助として、調査の現場作業に携わる（探査車の運転者を除く）。

1 受験資格

以下のいずれかに該当し、協会が指定する講習会を受講する者。

- ① 大学（土木工学、地質学もしくはこれに類する学科目の単位を履修していること）を卒業している者
- ② 短期大学または高等専門学校（土木工学、地質学もしくはこれに類する学科目の単位を履修していること）を卒業し、建設業、建設コンサルタント業、地質調査業もしくはこれらに関連する業務に従事した期間が2年以上の者
- ③ 高等学校（土木工学、地質学もしくはこれに類する学科目の単位を履修していること）を卒業し、建設業、建設コンサルタント業、地質調査業もしくはこれらに関連する業務に従事した期間が4年以上の者
- ④ 建設業、建設コンサルタント業、地質調査業もしくはこれらに関連する業務に従事した期間が7年以上の者
- ⑤ 上記に準ずるものとして協会が認めた者

2 試験の方法

試験は択一式による筆記試験により行う。

試験実施時は講習テキストの閲覧を不可とする。

合格基準は、正解が60%以上とする。

3 試験科目

(1) 空洞探査に関する科目

計画準備、現地調査、解析、調査測線の高精度化、メンテナンス・校正

(2) 社会資本の整備や維持管理に関する科目

インフラメンテナンス概論、道路管理等基礎

4 資格認定講習

試験実施前に上記試験科目に関する講習を行う。講習会は試験日と同日及び同会場を実施する。受講後は、受験票に講習済の印を受けること。

5 試験の日時、試験地及び試験会場

(1) 実施日 令和5年4月22日（土）

(2) 時間 講習会を含め13:00～16:40（予定）とする。詳細は別途通知する。

(3) 試験地及び試験会場

試験地：東京都

試験会場：アワーズイン阪急

〒140-0014 東京都品川区大井 1-50-1

TEL. 03-3775-7213

6 受験申し込み

- (1) 申込書類 令和5年2月13日(月)以降、当協会ホームページよりダウンロードして入手すること。
- (2) 申込期間 令和5年2月20日(月)～3月17日(金)まで。
- (3) 申込先 一般社団法人日本インフラ空間情報技術協会 試験事務局宛て(下記10の提出先参照)に書留郵便で提出すること。なお、3月17日(金)の消印まで有効とする。

7 受験申し込み書類

- ① 受験申込書
- ② 勤務経歴

8 受験料

受験料は13,200円(税込。講習会費、テキスト代、資格登録料を含む。)とし、申込期間中に下記口座へ振り込むこと。また、振込手数料は振込者の負担とする。ただし、受験申し込み後は、試験実施の中止等やむを得ない事情による場合を除き、受験料を返還しない。

三菱UFJ銀行 渋谷明治通支店
普通 4186172
一般社団法人日本インフラ空間情報技術協会

9 合格発表

合格の発表は、5月31日(水)に一般社団法人日本インフラ空間情報技術協会のホームページに掲載するとともに、受験者の所属する会員企業宛てに合格の通知及び資格認定書類を送付する。

10 試験の実施に関する事務を行う機関及び申込書類提出先

一般社団法人日本インフラ空間情報技術協会 試験事務局宛
〒665-0883 兵庫県宝塚市山本中2-2-7 <https://aisi-tech.jp>

1.1 資格付与に関する受験免除

(1) 以下のいずれかの要件を満たし、協会が推薦する者は当該資格を付与するにあたり受験を免除する。

①受験資格を有し、路面下空洞探査に関する業務の管理（主任）技術者として従事した実績を持つ者

②受験資格を有し、路面下空洞探査に関する業務の担当技術者として従事した実績を5件以上持つ者

なお、上記に該当する場合は講習会の受講も免除する。

(2) 当該免除規定の適用を申し込む者は、当協会所定の申請書類（受験免除申請書、勤務経歴、業務経歴）及び上記受験免除要件を証明する書類（テクリスの写し等）について、随時提出すること。

以上